

くまの労基



ひと、くらし、みらいのために
熊野労働基準監督署

第 330 号 令和7年 11月1日 発行

【1】11月は「過労死等防止啓発月間」です。

しごとより、 いのち。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



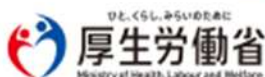
STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月を中心に、全国47都道府県、
48か所で開催しています。

参加無料 過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生省 過労死防止

検索

11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、**過重労働解消キャンペーン**を実施しています

1

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

労働相談を実施します

11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

4

令和7年11月1日(土)
9:00~17:00

なくしましょう 長い残業
☎ 0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48日開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

参加費無料



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



【2】11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です。

厚生労働省

労働保険に入れば...

POINT 1 会社も安心。

POINT 2 働く人も安心。

POINT 3 働く人の家族も安心。

労働保険 はたらく安全、つなぐ安心。
労働保険 労災保険 雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による業務等や、病気による休業等の際に、労働者とその家族を守るネットワークとして役割を果たします。事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名義や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、労働保険事務所や労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご確認ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 管理サイト または 二次元コードから ▶

厚生労働省 労働局 労働基準監督署 公共職業安定所（ハローワーク） 労働保険事務所 労働保険事務組合

事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続について

「労働保険」とは、**労災保険（労働者災害補償保険）**と**雇用保険**の総称です。このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などを確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開発事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。**

※本人の同意なく労働者を雇った事業主は労働者災害補償法（労災法）に基づき、強制適用事業主として罰せられます。また、労働基準監督署から罰金や没収命令を受ける可能性があります。また、労働基準監督署から罰金や没収命令を受ける可能性があります。

▶ **労働者とは？**
労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われることをいいます。

▶ **短時間労働者（パート、アルバイト等）について**
労働保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※本人の同意なく労働者を雇った事業主は労働者災害補償法（労災法）に基づき、強制適用事業主として罰せられます。また、労働基準監督署から罰金や没収命令を受ける可能性があります。また、労働基準監督署から罰金や没収命令を受ける可能性があります。

成立手続を怠っていると？

- 1 遅って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。**
労働保険の成立手続を行わない事業主に對しては、政府が罰金により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。
- 2 労働災害が生じた場合、労働保険給付額の全部又は一部を徴収します。**
政府は、事業主が故意又は重大な過失により労働保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労働保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。**
雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用奨励助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご希望いただく、行政機関にお届けいただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座振替等を利用した申請用紙を、口座を開設している金融機関の窓口へご確認ください。

詳しくはこちら ▶ **労働保険 電子申請**

詳しくはこちら ▶ **労働保険 口座振替納付**

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思に関わりなく必ず加入することが法律で定められています。

三重労働局では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、「労働保険の未手続事業場の一掃」を重点項目に、全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、未手続事業場の加入促進を図っています。

また、厚生労働省では、求職中の方や労働者の皆様が、事業場における労働保険の加入状況を把握（検索）できるよう、ホームページにおいて労働保険適用事業場情報の公表を行っています。

詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm



※ 問合せ先 三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎059-226-2100

【3】最低賃金が改定されます。

三重県内の最低賃金

三 重 労 働 局
労 働 基 準 監 督 署

三重県最低賃金

時間額 **1,087** 円

(令和7年11月21日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

また、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※1 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

① 精算手当、通勤手当及び家族手当 ② 時間外、休日及び深夜割増賃金 ③ 臨時に支払われる賃金 ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※2 最低賃金の減額特例

次に掲げる労働者については、使用者が三重労働局長の許可を受けた時は、減額された額により最低賃金の効力についての規定が適用されます。

① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 ② 試の使用期間中の者 ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの ④ 軽易な業務に従事する者 ⑤ 断続的労働に従事する者

※3 「三重県鉄鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金」の取り扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県鉄鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円 平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額843円、平成27年12月20日発効）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額923円、令和3年12月21日発効）」、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（時間額1,033円、令和6年12月21日発効）」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額1,031円、令和6年12月21日発効）」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（時間額1,047円、令和6年12月21日発効）」が適用される労働者については、三重県最低賃金（時間額1,087円）の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

「最低賃金」についてのお問合せは、三重労働局労働基準部資金室（電話059-226-2108）又は最寄りの労働基準監督署へお願います。
三重労働局ホームページ（<https://site.mhlw.go.jp/mie-roudoukyokoku/home.html>）、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）もご参照ください。



働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金^(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!^(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。^(※2)

A 時間給の方

$$\text{時間給} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \text{ 円}$$

B 日給の方

$$\text{日給} \text{ 円} \div \text{1日の標準所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \text{ 円}$$

C 月給の方

$$\text{月給} \text{ 円} \div \text{1か月の標準所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \text{ 円}$$

D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

^(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(臨時手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 法定労働時間を超える期間の労働に対して支払われる賃金(時間外労働賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日労働賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、法定の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 職務手当、通勤手当および家族手当

^(※2) 詳細な計算方法や、該当地の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善 助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？ 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



1 支給の要件

- ✓ 事業場内最低賃金の引上げ
- ✓ 引上げ後の賃金額の支払い
- ✓ 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- ✓ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

申請を助成で
チェック!



助成金 支給までの 流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

手続を助成で
チェック!



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに依り届く事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル推進
センター
(R7.6)

令和7年 熊野労働基準監督署管内 労働災害発生状況

令和7年9月末現在

| 業 種 | 前年同期 (令和6年9月末) | | 令和7年9月末 | | 増 減 | | | |
|------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|------------|----------------|----------------|---------------|
| | 死亡 | 死傷 | 死亡 | 死傷 | 死亡 | | 死傷 | |
| | | | | | 数(人) | 率(%) | 数(人) | 率(%) |
| 合 計 | 1 | 64 | | 65 | -1人 | -100.0% | +1人 | +1.6% |
| 製 造 業 | 食 料 品 | 7 | | 4 | | | -3人 | -42.9% |
| | 繊維工業・繊維製品 | | | | | | | |
| | 木材・木製品 | | | 3 | | | +3人 | |
| | 家具・装備品 | 1 | | 1 | | | ±0人 | ±0.0% |
| | 化学工業 | | | | | | | |
| | 窯業・土石 | | | | | | | |
| | 鉄鋼業・非鉄金属 | | | 1 | | | +1人 | |
| | 金属製品 | | | | | | | |
| | 一般機械器具 | | | | | | | |
| | 電気機械器具 | | | | | | | |
| | 造船業 | | | 1 | | | +1人 | |
| | 輸送機械等 | 1 | | | | | -1人 | -100.0% |
| | 電気・ガス・水道業 | | | | | | | |
| | 自動車整備業・機械修理業 | | | | | | | |
| 上記以外の製造業 | 2 | | 2 | | | +0人 | ±0.0% | |
| 小 計 | | 11 | | 12 | | | +1人 | +9.1% |
| 鉱 業 | 採石業 | | | 1 | | | +1人 | |
| | 上記以外の鉱業 | | | | | | | |
| | 小 計 | | | 1 | | | +1人 | |
| 建 設 業 | 土木工事 | 6 | | 3 | | | -3人 | -50.0% |
| | 木造家屋建築工事 | | | 2 | | | +2人 | |
| | 上記以外の建築工事 | 4 | | 2 | | | -2人 | -50.0% |
| | その他の建設業 | 2 | | 3 | | | +1人 | +50.0% |
| | 小 計 | | 12 | | 10 | | | -2人 |
| 運 輸 交 通 業 | 道路貨物運送業 | | | 3 | | | +3人 | |
| | 上記以外の運輸交通業 | | | | | | | |
| | 陸上貨物取扱業 | | | | | | | |
| | 港湾運送業 | | | | | | | |
| 小 計 | | | | 3 | | | +3人 | |
| 第 一 次 産 業 | 農業・畜産業 | 6 | | 5 | | | -1人 | -16.7% |
| | 林業 | 1 | 4 | 7 | -1人 | -100.0% | +3人 | +75.0% |
| | 水産業 | 4 | | 3 | | | -1人 | -25.0% |
| | 小 計 | 1 | 14 | | 15 | -1人 | -100.0% | +1人 |
| 第 三 次 産 業 | 商 業 | | 3 | 1 | | | -2人 | -66.7% |
| | 小 売 業 | | | | | | | |
| | 新聞販売業 | | | | | | | |
| | 上記以外の商業 | 6 | | 3 | | | -3人 | -50.0% |
| | 通 信 業 | 1 | | 2 | | | +1人 | +100.0% |
| | 保健衛生業 | | 10 | 6 | | | -4人 | -40.0% |
| | 社会福祉施設 | | | | | | | |
| | その他の保健衛生業 | 3 | | 5 | | | +2人 | +66.7% |
| | 接客娯楽業 | 1 | | 1 | | | ±0人 | ±0.0% |
| | 旅館 | | | | | | | |
| | ゴルフ場 | | | | | | | |
| 上記以外接客娯楽業 | | | 3 | | | +3人 | | |
| 清掃業 | | | | | | | | |
| ビルメンテナンス業 | | | | | | | | |
| 産業廃棄物処理業 | | | | | | | | |
| 上記以外の清掃業 | | | | | | | | |
| 警 備 業 | | | | | | | | |
| 上記以外の事業 | 3 | | 3 | | | ±0人 | ±0.0% | |
| 小 計 | | 27 | | 24 | | | -3人 | -11.1% |

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。
 ※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害(令和6年0人、令和7年0人)を除く。